

さいたま市文化センターの指定管理者に関する審査結果

1 対象施設

- (1) 名称 さいたま市文化センター
 (2) 所在地 さいたま市南区根岸1丁目7番1号

2 申請団体等の名称（1団体）

- (1) 名称 公益財団法人さいたま市文化振興事業団
 (2) 所在地 さいたま市南区根岸1丁目7番1号
 (3) 代表者 理事長 青木 康高

4 指定しようとする期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで（5年間）

5 審査項目、配点及び各団体の得点【市民・スポーツ文化局指定管理者審査選定委員会】

審査項目	配点 (満点)	さいたま市文 化振興事業団
1 市民の平等な利用の確保ができるものであること	120点	98点
指定管理者としての適正	120点	98点
2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること	720点	588点
（1）施設の設置目的の達成に向けた取組み	120点	98点
（2）文化芸術都市の創造に向けた取組み	180点	156点
（3）サービス向上に向けた取組み	120点	86点
（4）指定管理業務に係る経費	240点	204点
（5）収支計画の取組み	60点	44点
3 事業計画書の内容に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること	360点	274点
（1）管理運営体制	240点	184点
（2）職員体制	90点	68点
（3）情報セキュリティ	30点	22点
合計得点	1200点	960点
4 現指定管理者の実績評価		30点
最終合計得点	1230点	990点
(参考) 100点換算割合	100点	80.5点

6 申請者の指定管理料提示額

申請者の名称	指定管理料提示額	備考
公益財団法人さいたま市文化振興事業団	1,169,835,000 円	

(参考) 市の募集時の指定管理料価格 1,169,835,000 円

7 選定すべきとした理由

市民・スポーツ文化局指定管理者審査選定委員会から、申請団体は1団体であり、提示された指定管理料は市の積算額を下回っており、また、文化芸術都市創造条例の理念を理解した上で事業方針が定められていることや、当施設を30年運営してきた実績などが評価され、総合的に優れているという評価であり、公益財団法人さいたま市文化振興事業団が最適であるため、候補者案として選定したとの答申を受け、公益財団法人さいたま市文化振興事業団を候補者として選定しました。

8 今後の予定

平成26年さいたま市議会12月定例会に、指定管理者の指定に係る議案を提出する予定です。

9 審査選定委員会

市民・スポーツ文化局指定管理者審査選定委員会

開催日 平成26年10月21日(火)

出席委員 大西 真理子 委員長(弁護士)

木下 裕美 委員長職務代理者(中小企業診断士)

山口 聖子 委員(施設利用代表者)

渡辺 美和子 委員(施設利用者代表)

野間 薫 委員(さいたま市市民・スポーツ文化局長)

宮野 稔 委員(さいたま市市民生活部長)

(欠席) 蓬田 潔 委員(さいたま市スポーツ文化部長)

10 担当所管名

担当 さいたま市市民・スポーツ文化局スポーツ文化部文化振興課

電話 048-829-1227